

独立行政法人国立病院機構北海道医療センター開放病床実施要領

(目的)

第1条 本要領は独立行政法人国立病院機構北海道医療センター共同利用取扱細則第2条第1項(1)に定める開放病床に利用に関する必要な事項を定め、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター(以下「センター」という。)医師と連携医による共同診療及び指導を行う体制を整え、地域住民が必要と医療を適切に提供するとともに、センター医師、連携医相互の医療技術の向上を図るとともに、地域医療の充実を図ることを目的とする。

(病床数)

第2条 共同診療及び指導を目的とした病床として、センター内に開放病床を5床設置する。

(開放病床の利用)

第3条 開放病床を利用できる医師は、センターの地域医療支援事業運営の趣旨に賛同し、「連携医療機関」として登録された医療機関に勤務する医師とする。

(診療上の責務)

第4条 連携医は、開放病床での診療業務に従事するにあたって、関係法令およびセンター諸規程に従い、センター医師と共同して診療を行うものとする。

(利用申込)

第5条 連携医は、開放病床の利用を希望する場合、以下の手続きを行なうものとする。

- 1) 入院の応諾について、ドクターto ドクターで確認する。
- 2) 開放病床の利用が可能な場合、「開放病床入院依頼書(兼同意書)」をセンター地域医療連携室にFAXする。

(開放病床の利用)

第6条 連携医は開放病床の利用について、事前に患者の同意を得るものとする。

- 2 共同診療の実施日時は、センター医師と事前に調整するものとする。なお、実施日時は原則として平日(土日、休日及び12/29～1/3を除く)の8時30分から17時15分までとするが、センター医師との合意がある場合はこの限りではない。
- 3 共同診療を行う場合、連携医は地域医療連携室で受付し、ネームプレート及び白衣を着用するものとする。
- 4 連携医は共同診療に必要な投薬、検査、処置等の診療行為が必要な場合、センター医師を介して指示するものとし、医薬品および診療材料は、センターの採用品を使用する。
- 5 連携医は診察を行なったときは、双方の診療録に診療に関する事項を記載(入力)しなければならない。
- 6 連携医は必要に応じて院内カンファレンスに出席することができる。
- 7 患者の病状に応じて、開放病床以外の病床に転床できるものとする。
- 8 患者が急変した場合の連絡先として、連携医は緊急連絡先をセンター医師に伝えること。
- 9 入院期間は概ね20日以内とし、退院日は連携医とセンター医師が協議して決定する。なお、

転院が必要な場合、連携医はセンター医師に協力するものとする。

(医療事故等)

第7条 連携医がセンターで診療を行うにあたり、医師として善良な注意義務を持って診療を行なったにもかかわらず生じた医療事故等については、独立行政法人国立病院機構の諸規程に基づき対応するものとし、それ以外の場合は、その都度協議する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、その都度、連携医とセンターと協議して決定するものとする。

附則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。